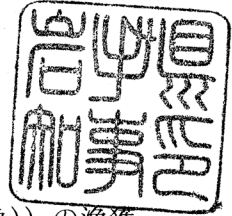


水振第 62-45 号
令和 5 年 2 月 28 日

岩手海区漁業調整委員会
会長 大井 誠治 様

岩手県知事 達増 拓也



令和 4 管理年度における岩手県の特定水産資源（くろまぐろ（大型魚））の漁獲
可能量の変更について（諮問）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 6 項で準用する同条第 4 項の規定により、
農林水産大臣からくろまぐろ（大型魚）の本県漁獲可能量の変更に係る通知があったこと
から、同法第 16 条第 1 項の規定による知事管理漁獲可能量を変更したいので、同条第 5 項
で準用する同条第 2 項により、貴委員会の意見を求めます。



担当：農林水産部水産振興課
資源管理担当 小川
Tel：019-629-5805
Fax：019-629-5824
E-mai：g-ogawa@pref.iwate.jp

(案)

令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）における岩手県の特特定水産資源の漁獲可能量のうち、くろまぐろ（大型魚）について、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に定める数量を、次のとおり変更する。

特定水産資源	管理区分	採捕に係る水域	管理の手法	知事管理 漁獲可能量	備考
すけとうだら 太平洋系群	全ての漁業	左記漁業がすけ とうだら太平洋 系群の採捕を行 う水域	漁獲量の総量	現行水準	
するめいか	全ての漁業	左記漁業がする めいかの採捕を 行う水域	漁獲量の総量	現行水準	
くろまぐろ (小型魚)	全ての漁業	中西部太平洋 条約海域	漁獲量の総量	89.395 トン	4.705 トン (5%)を県の 留保とする
くろまぐろ (大型魚)	全ての漁業	中西部太平洋 条約海域	漁獲量の総量	66.600 トン	